

*封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分を封筒の外側に貼り付けてください。

「市長への手紙」にご意見・ご提案をお寄せください

★秘書課 ☎ 25- 1 1 5 4 ・ ✉ tegami@city.honjo.lg.jp

「市長への手紙」は、市民の皆さんから市長へ、市政に関するご意見・ご提案等をお寄せいただき、市政運営やまちづくりに反映させていく事業です。手紙は市長が直接拝見し、担当部局と調整・検討のうえ、郵便で回答します。

▶ お寄せいただく方法

郵便

- ①封筒が印刷されたページにご意見・ご提案と必要事項を記入
 - ②封筒の形に折り込み、糊付け
 - ③ポストに投かん（切手は不要）
- ※用紙は市役所総合案内、アスパアこだま、はにぼんプラザ、図書館本館・児玉分館、各公民館、各児童センター等にあります。

インターネット

- ①市ホームページで「市長の部屋」にアクセス
- ②「市長の手紙」専用フォームから入力、送信

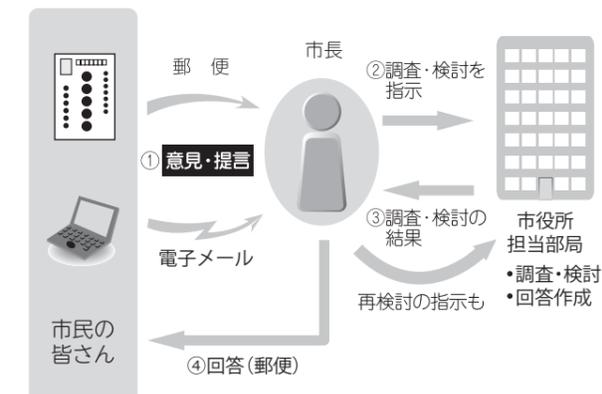
▶ 令和4年度に寄せられた内容

令和4年度の投稿総数224通のうち匿名のものや回答を希望しないもの、担当部局が対応して回答が不要となったもの等を除く61通について、文書で回答しました。そのうち、投稿者からの同意があったものは市HPで公開しています。

分類	通数	内容
都市基盤	53	公園、道路、下水道など
福祉・医療	37	公立病院、介護、保育など
教育・文化	22	小中学校、図書館など
まちづくり	24	防災、防犯、交通安全など
産業・経済	12	観光、産業振興など
生活環境	42	ごみ、悪臭、ペット被害など
その他	50	市職員、税金、市施設など
計	※240	

※1通で内容が複数にわたるものもあるため、投稿総数と一致していません。

▶ 「市長への手紙」はこのように取り扱われます



▶ ご意見の一部を紹介します

パーキング・パーミット制度について

意見 私は、体に障害を持つ者です。車でスーパーなどに行くと、障害者用の駐車場に健常者と思われる人が止めていて、駐車できないことがよくあります。これを解決するために、「パーキング・パーミット制度(*)」を導入していただけないでしょうか。

令和3年1月に市役所の担当部署にメールでお願いをしているのですが、なかなか改善が見られないので、改めて市長にお願いいたします。

ご検討、よろしくをお願いいたします。

(*)パーキング・パーミット制度

…障害者等の歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定めて利用証を交付することで、駐車区画の適正利用を推進する制度

回答 ●●様からは、令和3年1月に「思いやり駐車場制度」の導入についてご提案をいただいております。本市といたしましても、埼玉県や近隣市町の動向を注視しながら、導入について調査研究を行ってきたところでございます。

今回、改めてご提案いただいた「パーキング・パーミット制度」につきましては、現在、埼玉県において検討が進められており、令和5年度以降の導入を目指している状況でございます。市といたしましても、本市だけでなく、広域的な制度の導入が効果的であると考えておりますので、県の動きに合わせて対応してまいりたいと存じます。

制度導入までの期間につきましては、引き続き市民及び市内事業者の皆さまに駐車マナーについてご理解とご協力をいただけるよう周知に努めるとともに、公共施設のバリアフリー化にも務めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※上記の内容は、回答時点（令和4年11月）のものであります。



広報ほんじょう 14

市長への手紙の出し方

裏面への記入が済みましたら、線に沿って封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分にのりを付け、封筒の形に仕上げ切手を貼らずにお出しください。

裏面への記入にあたって

- ①あなたのご意見と差出人欄に、必要事項をご記入ください。
- ②手紙の公開について
お寄せいただいたご意見とその回答を公開することにより、市民の皆さんとさまざまな問題を共有できるようになります。公開は、主に市のホームページで行います。

※匿名の場合には、公開の対象にはなりません。

公開にあたっては、内容を要約し本人又は関係者等のプライバシーが侵害されることのないよう、住所・氏名や個人が特定される情報等は掲載しません。お手紙の内容を公開してほしくない場合には、記載欄の下段の“いいえ”を○で囲んでください。

※この専用封筒の差出有効期間は、令和7年3月31日までです。有効期間内は、切手を貼らずにお出しいただけます。

回答について

いただいたご意見等につきましては、次の場合には原則として回答しません。

- ①氏名・住所が不明なもの
- ②特定の個人や団体等を侮辱又は誹謗中傷したもの
- ③営利企業等の宣伝又はこれに類するもの
- ④思想や宗教に関するもの
- ⑤担当職員が直接お会いし、もしくは、お電話等で説明したことにより、ご理解をいただいたもの
- ⑥「市長への手紙」の趣旨から外れた内容のもの、又は、手紙の内容の意味や意図が不明なもの

★お問い合わせ先
〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市役所企画財政部秘書課秘書係
☎25- 1 1 5 4

料金受取人払

本庄郵便局
承認

2304

差出有効期限
令和7年3月
31日まで

〔親展〕

切手を貼らずにお出しください

あなたの声を市政に「市長への手紙」で在中

3678790

本庄市長 吉田信解 行
本庄市役所 本庄市本庄三丁目五番三号 (受取人)

